

# 前橋市戸籍手数料条例の改正について（議案第178号）

市民課

## 1 改正の理由

戸籍法の改正により、本籍地以外での戸籍証明書等の交付（広域交付）及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に関する事務を開始することに伴い、これらの証明交付等に係る手数料の額を定める。

## 2 主な内容

(1) 本籍地以外での戸籍証明書に関する交付手数料の額は戸籍証明書1通につき450円とし、本籍地以外での除籍証明書に関する交付手数料の額は除籍証明書1通につき750円とする。

(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号に関する発行手数料の額は1件につき400円とし、除籍電子証明書提供用識別符号に関する発行手数料の額は1件につき700円とする。ただし、次の場合は、発行手数料は徴収しない。

ア 当該符号の請求及び発行が、マイナポータル（情報提供等記録開示システム）により行われる場合

イ 当該符号の発行の請求と同時に、当該戸籍電子証明書等に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍謄本等の請求を行う場合

## 3 施行期日

令和6年3月1日